

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第24回 第2 検討部会
開催日時	平成20年9月19日(金)18時00分から20時00分
開催場所	川口市職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)立石委員、石井委員、小川委員 高橋委員、河合委員、篠田委員、吉田委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営調整部会の報告 ・ 起草委員について ・ 広報・PI活動について ・ 素案(たたき台)に関する議論 ・ 今後のスケジュール
会議資料	「第24回検討部会」、「運営調整部会資料」、「対話集会について」
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営調整部会の報告 ・ (平委員から今後のスケジュール、起草作業を中心に報告) ・ 起草委員について (委員意見) ・ 次の運営調整部会では、起草委員の選出について各部会から意見を募集することとなっている。各部会の意見がバラバラだった場合には、正副部会長と鈴木編集委員長が起草委員を選任することとする。 ・ 起草委員は、議員委員以外で3~4名を選出するという事になっている。 ・ 編集委員の中から選ぶと議論の断絶が無く、良いのではないかと。 ・ 編集委員の中でも若い方をお願いできれば良いと考えているが、要件を問わず積極的に起草委員になる方がいればよいのではないかと。 ・ 法制担当は、策定委員出身の起草委員と対等に議論するのかが。 ・ あくまでも策定委員出身の起草委員が議論をリードするのが前提だ。 ・ 提案だが、議員と部会長は除外しても良いのではないかと。「市民が主人公」という尊重しての考えだ。 ・ 事務局の位置づけがあいまいではないかと。オブザーバー的に参加するのか、または、正式に委員として参加するのか。 ・ 編集委員会等では、事務局は適宜発言しており、それでも十分かと思う。 ・ 部会長はこれまで各部会全体をまとめてきているし、全体が見えているという点で起草委員になっても良い、という考えもあった。 ・ やはり部会長の参加の可否等、部会ごとに意見が異なっていることが予想される。その場合には、運営調整部会の正副部会長と鈴木編集委

員長が協議して人選する、ということまで、前回の運営調整部会で決まっている。

- ・ 法制担当の立場については意見があるか。
- ・ 一人でよいのではないか。事務方を代表して、意見を言うことが大切だ。部長が参加するなら良いと思うが。そのあたりの調整が行われれば、委員として参加してよいと考える。

(検討結果)

- ・ 部会長が起草委員になることについては賛否両論があった。
- ・ 立候補、推薦によって委員を決める。立候補者がいなかった場合には、推薦を募る。起草委員は部会の代表ではなく、策定委員全体を代表する立場とする。
- ・ 第 8 回運営調整部会までに、第 2 検討部会からの立候補、推薦を募るということにしたい。
- ・ 立候補又は推薦は 30 日の検討部会までに事務局にご連絡いただきたい。
- ・ 法制担当は、1 名を委員として参加させる。
- ・ 事務局の参加形態については、事務局に意見を求める。

・ 広報・PI 活動について

- ・ 篠田委員に司会のフォローを行っていただくこととなった。
- ・ 条例の必要性の部分の説明については、読む内容を作っていただけなのか。

(事務局) 今後永瀬委員と調整して決めていただきたい。

- ・ 平委員は当日参加ができない。立石委員長、大関委員も参加はできない。
- ・ 条例素案の説明をする部分は、誰がトピックをピックアップするのか。

永瀬委員との調整が必要になるかと思うが、河合委員でも案を作っていたいただきたい。

- ・ 最初に市民フォーラムに参加したかどうか、確認が必要ではないか。
- ・ 氏名と地区を記名してもらおうと良いのでは。
- ・ 質問が出たときにはどうするのか。

フォーラムのときに質問されて答えられなかった。答えられない理由を説明するしかないのではないか。

- ・ 集会の最初の趣旨説明で、「今回の対話集会は理解を深める会だと思っていただきたい。意見があったら、今でも、後でもいただきたい。全ての質問に今日答えられるわけではないことに留意していただき

い」ということを述べておいたほうが良い。

- ・ 「強い意見や質問は、パブリックコメントを出していただきたい」と最初に言うべきではないか。
- ・ また、「資料は持ち帰って、じっくり検討していただきたい」ということも最初に話すべきではないか。
- ・ 当日の素案は、黄色の冊子で、二重線で消していないものを配る。

・ 素案（たたき台）に関する議論

編集委員会での議論の流れについて

- ・ 前回の部会までで出た意見を 5 部会で持ち寄って、それぞれの部会で出た意見を発表して説明することとなった。持ち帰りの検討後、議論を行った。細かい表現の修正もあったが、一番多かったのは重複した部分の整理と冗長な表現の短縮化だ。
- ・ 地域社会のビジョンは思い切って削除している。
- ・ 条文にふさわしくないという意見で消された部分がある。ぱったり消されている部分はその観点だ。細かく消されている部分は、言い回しの問題だ。
- ・ まちづくりや自治という表現を市政が自治に一貫させるということになっている。

「1 名称」について

- ・ 家族等に聞いたところ、「川口市民自治基本条例」が良いとの答えが一番多かった。市民に投げかけて、意見を聞いても良いのではないか。
- ・ 対話集会では、選択肢が全て出るわけなので、そこで意見を頂くことができるのではないか。
- ・ 編集委員会では名称について絞り込めなかった。下の 2 つは消えたが、消した部分について、市民の意見を聞いた上で、部会として生かしたいということであれば、復活させても良いのではないか。
- ・ 名称については、われわれの対話集会では、アンケートに書いてもらっても良いのではないか。
- ・ 市民の意見を聞くとなっているが、他の市町村の方の意見が入るのは好ましくない。
- ・ 市民の意見は広く集めるが、最終的には編集委員や起草委員が決めるものだ。素案をどの程度のものにするかについても議論があった。編集委員が作ってきたものが素案であって、その中身について言い合うのは無いのではないかと考える。フォーラムや対話集会は、条例を知ってもらうことと、出来る限りご意見を聞くというような形で考えている。

- ・ 前向きな意見か、足を引っ張る意見か、ということも考えなければならない。

「2 前文」について

- ・ 高橋委員が前文案を作成することとなった。

「3 総則」及び「4 市民」について

【目的】

- ・ 市民の活動の目的は他にあるのではないか。権利を確立することは目的ではないと考える。
- ・ そのような議論が編集委員会であった。条例そのものの目的をどう規定し、記述するかが問題だった。川口が目指すべき姿を記すべきとの議論があった。ただし、それは踏み込みすぎであり、条例内で明確に定められる限度は今の水準ではないか。
- ・ 権利の確立が書いてあるが、それ以外にここでいう目的は「住みよい環境の街づくり等を市が市民と作り上げていくことが目的」と書いておかなければならない。
- ・ 目標の地点は、「市民が主人公であり、市民の権利を実現する市政」という文言だろう。あまりその先まで規定していいのかがわからない。
- ・ 国の法律では、具体的に定めることもある。政策には目的と手段があって、その範囲をどう設定するかが難しい。
- ・ 自治基本条例を作って、川口はどうなっていくかということを市民が考えるのが重要。「自立した地域社会」という考えを盛り込みたかった。条文をただ作るのではなく、条例によって市民の行動を引き出すことができなかつたとの意見もあった。そういう意味合いが現状では弱いと感じる。読んだ人に「何か始まるのかな」と思わせることが重要。
- ・ どういう地域社会のビジョンに関する項目が全削除となったため、定義でも地域社会に関する部分が削除になったと思われる。整合は取れた反面、夢はなくなってしまった。
- ・ 条例作りは目的ではなく、手段であるということを考えると、「もって自立した・・・」以降を復活させることが必要と考える。「地域社会の実現を目的とする」ではなく、「目指す」とする案もある。
- ・ より良いまちを作ることが目的だと思うので、復活を検討する余地があるのではないか。

表現について

- ・ 条例で一般的に用いられる表現がないのなら、目的にある「則り」という表現が若者には難しいのではないか。

- ・ 細かい表現は起草作業で検討されるのではないか。
- ・ 表現が誤解を招きかねない部分として、「市民が主人公」という表現がある。具体的に内容を示さないと読む人によって解釈が大きく異なる可能性がある。
- ・ 「市民が主人公」の部分はずいぶん議論したが結果的に残っている。
- ・ 残すとしたら、逐条解説で丁寧に解説する必要がある。
- ・ 市民主権等の言葉で説明してやる必要があるかもしれない。
- ・ 主人公になる権利もあるが、脇役的に生きてもよいという風に解釈している。

【市民の権利】

- ・ もっときっちり権利を規定できると思う。身近な社会権等は規定できるのではないかと、騒音や日照等だ。
- ・ 生活環境に関するものは、マンションの多さと日照権の関係等、川口市の特徴に照らして考えても議論してもよいと考える。
- ・ サービスを受ける権利のようなものを記すべきと考える。受身で無いとサービスを受けられない人がいるので、そういう人の権利をもっとうたわないといけない。
- ・ 市民の権利の 2 行目の後段や、3 行目は何をいつているのかわからない。「地域の政治・行政において、政治・行政・・・」のところだ。
- ・ 住民ニーズについては、行政のところで「住民ニーズの把握」等定められている。
- ・ 幸せに暮らす権利という意味でも解釈できる。逐条解説をつくるので、そこで幸せに暮らすことのできる権利ということは記したい。
- ・ 人間の欲求として自己実現の欲求は、最も上位の欲求である。そこまで条例で踏み込めるか。
- ・ 「幸せに暮らすことが出来る権利があり、それを市は保証する」というのはどうか。幸せというとプライベートにふみこみすぎている感もある。
- ・ あくまでも幸せに暮らす機会を保証するということだが、いずれにせよ説明が必要と考える。
- ・ 2 行目で「地域の政治・行政」との表現を削り、「参加を表明することなどに関する権利、市政への関心や参加の程度・・・」とすると良いのではないかと。

【市民参加】及び【協働の原則】

- ・ 編集委員会を傍聴したが、委員の間で参加や協働の考え方に違いがあった。協働は参加の進んだ姿と私は捉えているが、そのように考えない委員もいた。協働をかなり狭めて考える方や、違った考え方をして

	<p>いる方もいた。協働や参加については、別途条例や指針等で定めたほうが良いのではないかと。委員間の考え方にかなり差がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該部分には、別途条例を整備としている。 ・ パートナーステーションは協働というキーワードで動いている。条例で設置されているので規定されている。環境部でも協働というキーワードを使っている。にもかかわらず、協働という言葉の定義にこだわりすぎて、自治基本条例から外してしまうのは如何なものか。既に行政の中で動いているものなので、あまり言葉尻に囚われすぎず盛り込んだほうが良い。自治基本条例の目的にも絡む概念なので、自治基本条例に考え方を整理して入れるべきではないか。 ・ 協働をどう捉えるかは、再度協議が必要ではないか。目的と協働の現状とがあまりにも適合しない。市民の力が出てきたら将来的に実現すると思う。過渡期について条例でどう対応するのか。検証委員会を設けるのか。 ・ 8月29日の編集委員会の後に郵送した資料を各自で確認してくることとしたい。 <p>・ 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月中旬までに、「素案（たたき台）」に関する意見出しを行いたい。 ・ 30日の検討部会だけでは、カバーできないと考える。10月上旬か中旬にもう一回議論するか、議論をあきらめて、パブリックコメント後に行うか。 ・ 協働の部分について再度第2部会に提案する等提案があってよいと考える。10月前半に一回行くと良いのでは。 ・ パブコメの間で2回程度実施することとしたい。 ・ 30日にある程度のところまで議論したほうが良い。ただし、協働についてはもっと議論が必要だ。 ・ 30日は協働のことを中心に議論する。 ・ 素案に反映するためには、10月6日の編集委員会に間に合うように議論しなくてはならない。10月上旬の追加開催よりも、10月下旬に追加開催して、素案に盛り込む方向にしたほうがよいのでは。 <p style="text-align: right;">（以上）</p>
次回以降日程	<p>第25回検討部会 9月30日（火）18時00分～20時00分 川口市職員会館 3階会議室</p>